

平成30年度に実施した政策（政策手段一覧）

政策分野⑥：力強く持続可能な農業構造の実現に向けた担い手の育成・確保等

No	政策手段 (開始年度)	予算額計(執行額)			関連する 指標	政策手段の概要等	平成31年度 行政事業 レビューシート 事業番号
		28年度 [百万円]	29年度 [百万円]	30年度 [百万円]			
(1)	農業の担い手に対する経営安定のための交付金の交付に関する法律 (平成18年)	—	—	—	(1)-①-ア	米穀、麦その他の重要な農産物に係る農業の担い手に対し、我が国における生産条件と外国における生産条件の格差から生じる不利を補正するための交付金及び農業収入の減少がその農業経営に及ぼす影響を緩和するための交付金を交付。 上記の交付金を交付し、農業経営の安定を図ることにより、担い手の育成・確保に寄与した。	—
(2)	農業経営基盤強化促進法 (昭和55年)	—	—	—	—	自ら農業経営の改善を計画的に進めようとする認定農業者、新たに農業経営を営もうとする認定就農者、農用地の利用集積を行う特定農業法人・特定農業団体を育成する等により、望ましい農業構造の実現に向けた農業の構造改革を推進し、農業の健全な発展に寄与した。	—
(3)	独立行政法人農業者年金基金法 (平成14年)	—	—	—	—	(独)農業者年金基金において農業者の老齢について必要な年金等の給付の事業を行う。 農業者年金事業を実施し、農業者の老後の生活の安定及び福祉の向上を図ることにより、担い手の確保に寄与した。	—
(4)	天災による被害農林漁業者等に対する資金の融通に関する暫定措置法 (昭和30年)	—	—	—	—	天災によって被害を受けた農林漁業者等に対し、農林漁業の経営等に必要な低利の経営資金等の融通を円滑にするため、国が地方公共団体に対し利子補給等を実施。 農林漁業者等の負担軽減や民間資金を有効活用することにより、農林漁業者等の資金需要に応じた資金調達の円滑化に寄与した。	—
(5)	農業改良資金融通法 (昭和31年)	—	—	—	—	生産・加工・販売分野でチャレンジ性のある取組を行う農業者等に対して、株式会社日本政策金融公庫等が無利子の資金を貸し付ける場合に、国が日本政策金融公庫等に対して利子補給金を交付することにより、担い手の資金調達の円滑化に寄与した。	—

(6)	農業近代化資金融通法 (昭和36年)	—	—	—	—	農業者等に対し、民間金融機関が行う長期・低利の農業近代化資金の融通を円滑にするため、国が農林中央金庫に利子補給を実施。 農業者等に対し、長期かつ低利の施設資金等の融通が円滑に行われるよう措置することにより、担い手の資金調達の円滑化に寄与した。	—
(7)	農業信用保証保険法 (昭和36年)	—	—	—	—	農業近代化資金その他農業経営に必要な資金の融通を円滑にするため、民間金融機関の農業者等に対する貸付けに係る債務保証等を実施。 農業信用基金協会が債務保証等を行うことにより、担い手の資金調達の円滑化に寄与した。	—
(8)	株式会社日本政策金融公庫法 (平成19年)	—	—	—	—	農林水産業者の資金調達を支援するための金融及び大規模な災害、テロリズム若しくは感染症等による被害(危機)に対処するために必要な金融等を実施。 農林漁業者の経営改善を支援するため、長期かつ低利の資金を融通、また、危機の際に指定金融機関からの融資が円滑に行われるよう措置することにより、担い手の資金調達の円滑化に寄与した。	—
(9)	農業保険法 (昭和22年)	—	—	—	—	災害その他の不慮の事故によって農業者が受けることのある損失を補填する農業共済事業並びにこれらの事故及び農産物の需給の変動その他の事情によって農業者が受けることのある農業収入の減少に伴う農業経営の影響を緩和する農業経営収入保険事業を実施することにより、農業者の経営安定に寄与した。	—
(10)	農業近代化資金利子補給金 (昭和41年度) (主)	3 (1)	1 (1)	2 (0)	(1)-①-ア	担い手の資金調達を円滑にするため、農林中央金庫が農業近代化資金を融通する際に、国が農林中央金庫に利子補給金を交付。 経営意欲のある農業者等に対し、施設整備等のための資金(農業近代化資金)を低利で融通することにより、担い手の資金調達を円滑化し、経営発展を支援することを通じて、結果的に農業経営体の法人化にも資した。	0076
(11)	株式会社日本政策金融公庫農林水産業者向け業務 (平成20年度) (主)	16,335 (14,965)	16,335 (14,935)	16,171 (14,774)	(1)-①-ア	日本政策金融公庫が農林水産業者に長期・低利の資金を融通する際に必要となる貸倒引当金などのコストを補給金として交付。 財政措置によって政策的に日本公庫の貸付利率を引き下げ、長期かつ低利の資金を融通することにより、担い手の資金調達を円滑化し、経営発展を支援することを通じて、結果的に農業経営体の法人化にも資した。	0082

(12)	株式会社日本政策金融公庫危機 対応円滑化業務 (平成20年度) (主)	123 (110)	120 (109)	120 (107)	—	株式会社日本政策金融公庫が行う危機対応円滑化業務の円滑な運営に資するための経費に対する補助金の交付。 株式会社日本政策金融公庫は指定金融機関に対して資金の貸付け、リスクの一部補填(損害担保)及び利子補給金を交付することにより、担い手への資金調達の円滑化し、経営発展を支援した。	0083
(13)	農業経営基盤強化資金利子助成 金等交付事業 (平成22年度) (主)	5,622 (5,147)	4,676 (4,264)	4,829 (3,485)	(1)-①-ア	スーパーL資金等の金利負担軽減措置のため、国が(公財)農林水産長期金融協会に補助金を交付し、当該協会が利子助成金を借入農業者等へ交付。 意欲ある農業者等の経営改善を金融面から支援するため、金利負担の軽減を図るとともに、被災農業者の復旧の取組みに必要な資金の金利を引き下げることにより、担い手の資金調達を円滑化し、経営発展を支援することを通じて、結果的に農業経営体の法人化にも資した。	0084
(14)	農業改良資金利子補給金 (平成22年度) (主)	406 (357)	318 (274)	242 (202)	(1)-①-ア	農業者等が生産・加工・販売分野でチャレンジ性のある新たな取組を行う場合に必要な資金を無利子で貸し付けた場合に、国が日本政策金融公庫に利子補給金を交付することにより、担い手の資金調達を円滑化し、経営発展を支援することを通じて、結果的に農業経営体の法人化にも資した。	0085
(15)	人・農地問題解決加速化支援事業 (平成23年度) (主、関連:29-7)	197 (173)	128 (93)	68 (51)	(1)-①-ア	地域の農業者の徹底した話し合いにより、農地集積の方向、地域農業の将来の在り方について明確にしていく「人・農地プラン」の作成・見直しを支援し、農業の競争力・体質強化を図ることで、農業経営の法人化に寄与した。	0089
(16)	農業経営改善利子補給金交付事 業 (平成23年度) (主)	35 (22)	30 (21)	26 (19)	(1)-①-ア	担い手が必要とする短期運転資金を低利で融通するため、基金協会が貸付原資として借り入れた借入金に対し利子補給金を交付。 民間金融機関と都道府県農業信用基金協会(基金協会)との協調融資方式により、民間金融機関が低利で資金を供給できるようにすることにより、担い手の資金調達を円滑化し、経営発展を支援することを通じて、結果的に農業経営体の法人化にも資した。	0087
(17)	農業経営法人化支援総合事業 (旧農業経営力向上支援事業) (平成27年度) (主)	653 (505)	668 (520)	910 (0)	(1)-①-ア	県レベルに農業経営相談に関する体制を整備し、関係機関と連携して行う農業経営の法人化、円滑な経営継承、規模拡大等に関する経営相談・経営診断や専門家派遣・巡回指導などの取組を支援するとともに、経営相談等をした集落営農等が法人化及び組織化する取組を支援することにより、農業経営の法人化及び質の向上に寄与した。	0093

(18)	農業信用保証保険基盤強化事業 (平成27年度) (主)	284 (11)	266 (20)	23 (2)	(1)-①-ア	被災農業者の経営再建に必要となる農業近代化資金の借入れについて、都道府県農業信用基金協会の債務保証に係る保証料を貸付当初5年間免除等するための資金を交付することにより、担い手への資金調達を円滑化し、経営発展を支援した。	0094
(19)	経営体育成支援事業 (平成23年度) (主)	6,087 (5,359)	18,126 (14,839)	16,059 (11,582)	(1)-②-ア	適切な人・農地プランに位置付けられた中心経営体等が経営規模の拡大や経営の多角化を図るために必要な農業用機械の整備等を支援。 このような支援により、地域の担い手の育成・確保に寄与した。	0086
(20)	農業人材力強化総合支援事業 (平成24年度) (主)	21,804 (19,125)	20,278 (19,615)	23,265 (0)	(1)-②-ア	青年の就農意欲の喚起と就農後の定着を図るため、就農前後の青年農業者への資金の交付、農業法人の雇用就農の促進、地域農業リーダーの人材の層を厚くする農業経営者教育の強化を支援。 これら総合的な支援により、青年新規就農者の増加に寄与した。	0088
(21)	青年等就農資金 (平成26年度) (主)	177 (147)	246 (157)	219 (0)	(1)-②-ア	新たな農業経営を営もうとする青年等を対象に、農業経営を開始するために必要な資金を長期・無利子で貸し付けることにより、将来の農業者となる人材の育成・確保に寄与した。	0091
(22)	【TPP関連事業】 担い手確保・経営強化支援事業 (平成27年度) (主)	9,498 (8,732)	1,373 (1,268)	4,938 (4,492)	(1)-②-ア	農業者の減少・高齢化の進展や、TPP等による影響から国内生産額の減少が見込まれる中、将来にわたって地域農業の担い手が創意工夫の下、農業経営の発展に取り組めるよう万全の対策を講じ、力強く持続可能な農業構造を実現することが必要。 このため、担い手の育成・確保の取組と農地の集積・集約化の取組を一体的かつ積極的に推進する地域において、地域の担い手が経営発展に意欲的に取り組む際に必要となる農業用機械・施設の導入を支援し、農業の構造改革を一層加速化することに寄与した。	0092
(23)	女性が変わる未来の農業推進事業 (平成30年度) (主)	—	—	96 (92)	(2)-①-ア	地域の農業界を牽引するリーダーとなりうる女性農業者を育成するため、経営力向上や地域農業の発展のための問題意識等をもった女性農業を対象に、農業・農村のコミュニティをまとめるリーダーシップ能力の向上、コミュニティの価値を高めるブランディング手法の習得等を内容とする実践型研修を実施する。また、農業経営体向けの女性農業者が働きやすい環境整備に係る研修教材の開発及び経営者・管理職向けセミナーの開催等を実施し、女性にとって魅力ある職業としての農業が選択されることに寄与した。	0099

(24)	農業共済事業事務費負担金 (昭和22年度) (主)	38,025 (38,025)	37,689 (37,689)	36,404 (36,404)	—	農業共済事業の迅速、適正かつ円滑な実施を確保するため、その実務を行っている農業共済団体にに対し、事業運営に係る人件費等の基幹的経費を交付。 農業共済事業を迅速、適正かつ円滑に実施し、共済金の早期支払を行うことにより被災農業者の経営安定に寄与した。	0074
(25)	被害農家営農資金利子補給等補助金 (昭和28年度) (主)	7 (—)	1 (—)	5 (—)	—	天災による被害農林漁業者等に対し、融資機関が貸し付けた経営資金等について地方公共団体が行う利子補給に要する経費に対する補助。 農林漁業者等の負担軽減や民間資金を有効活用することにより、農林漁業者等の資金需要に応じた資金調達の円滑化に寄与した。	0075
(26)	農林年金給付事業 (昭和33年度) (主)	273 (273)	824 (824)	261 (261)	—	農林漁業団体の役職員を対象とした年金制度である農林年金制度の安定的な運営を図るため、農林年金の年金給付費等について他の被用者年金制度と同様に補助することで、農林年金の確実な給付を行い、現在及び将来における約71万人の年金受給権者の老後の生活の安定に寄与した。	0076
(27)	特定地域経営支援対策事業 (昭和51年度) (主)	1,014 (985)	723 (634)	952 (743)	—	北海道におけるアイヌ農家の経営の改善及び沖縄県における農業経営の規模拡大や多角化・複合化等に取り組む際に必要な施設・機械等の整備を支援することにより、意欲ある担い手の育成・確保に寄与した。	0078
(28)	人権問題啓発事業 (平成9年度) (主)	14 (13)	11 (11)	11 (11)	—	農林漁業団体の職員等を対象に実施する人権問題に関する研修会等の開催や各種資料作成・配布などの啓発活動を支援。 農業を振興する上で阻害要因となっている広範な人権問題の解消を図るための啓発を行い、活力ある地域農業を確立することにより、担い手の育成・確保に寄与した。	0079
(29)	農業者年金事業 (平成15年度) (主)	119,947 (119,758)	119,718 (119,509)	119,291 (119,075)	—	担い手となる若い農業者について農業者年金の保険料負担を軽減し、その経営を支援するとともに、平成13年以前の加入者の年金給付費を負担。 農業者年金事業を実施し、農業者の老後の生活の安定を図るとともに、担い手となる若い農業者等の確保に寄与した。	0080
(30)	独立行政法人農業者年金基金運営費 (平成15年度) (主)	3,310 (3,310)	3,144 (3,144)	3,352 (3,352)	—	独立行政法人農業者年金基金が適切かつ円滑に業務を行うために必要となる経費を交付。 農業者年金事業を実施し、農業者の老後の生活の安定を図るとともに、担い手となる若い農業者等の確保に寄与した。	0081

(31)	農業界と経済界の連携による生産性向上モデル農業確立実証事業 (平成26年度) (主)	332 (294)	313 (290)	282 (242)	—	農業法人と先端技術を有する経済界の企業等が連携して行う生産性向上モデル農業の確立に向けた取組を支援し、農業界と経済界の新たな連携を創出するとともに、事業により得られた効果を広く普及することにより、農業の競争力強化に寄与した。	0090
(32)	農業支援外国人適正受入サポート事業 (平成30年度) (主)	—	—	173 (82)	—	国家戦略特区制度で創設された「農業支援外国人受入事業」の実施のため、①自治体が行う適正受入管理協議会への苦情・相談窓口の設置、②民間団体が行う外国人材の就労に対して一定の責務を負う受入農業経営体に対する相談対応、研修会の開催等のサポート活動を実施し、農業の成長産業化に寄与した。	0098
(33)	農協監査・事業利用実態調査費 (平成28年度) (主)	110 (84)	75 (65)	62 (57)	—	平成29年度までの調査で明らかとなった、公認会計士監査へ移行した場合の費用負担低減対策を農協が実践する上での課題と取組方向を明らかにするための調査を実施する。また、准組合員の事業利用規制の在り方の検討に資するため、生活インフラサービスへのアクセスに関する調査を実施した。 これらの調査の結果を活用して、農協等の公認会計士監査制度への円滑な移行に資するとともに、准組合員の事業利用規制の在り方についての検討に資した。	0095
(34)	収入保険制度の導入・農業災害補償制度の見直しに向けた準備 (平成29年度) (主)	—	471 (436)	638 (609)	—	農業経営全体の収入に着目した収入保険制度の導入と農業者へのサービス向上等のための農業災害補償制度の見直しを平成31年1月から確実に実施できるよう準備し、これにより確立したセーフティネットにより、農業者の農業経営の安定に寄与した。	0096
(35)	農業共済再保険事業 (昭和22年度) (主)	58,959 (55,348)	61,568 (38,940)	57,979 (48,466)	—	①農作物共済、家畜共済、果樹共済、畑作物共済及び園芸施設共済の共済掛金国庫負担金の農業共済組合連合会等への交付、②再保険金の農業共済組合連合会等への支払、③家畜共済損害防止事業交付金の農業共済組合連合会等への交付を行うことにより、被災農業者の経営安定に寄与した。	0101
(36)	収入保険制度の実施 (平成30年度)	—	—	25,645 (23,951)	—	①農業経営収入保険料国庫負担金の全国農業共済組合連合会への交付、②農業経営収入保険特約補填金造成費交付金の全国農業共済組合連合会への交付、③収入保険制度に関する事務の執行に必要な経費の全国農業共済組合連合会への補助を行うことにより、農業者の農業経営の安定に寄与した。	0100

(37)	担い手育成農地集積資金利子補給金 (平成22年度) (主)	342 (287)	332 (281)	393 (271)	—	農業生産基盤整備等の事業に係る農家負担分を日本政策金融公庫が無利子で貸し付けた場合に、所要額を利子補給。 農業生産基盤整備等の事業を契機に一定以上の農地集積を図る農業者に対し、農家負担額の一部を無利子融資する日本政策金融公庫に国が利子補給を行うことにより、担い手への資金調達の円滑化に寄与した。	0102
(38)	経営所得安定対策等推進事業 (平成25年度) (主、関連:30-9)	6,480 (6,418)	6,441 (6,372)	6,464 (6,382)	—	経営所得安定対策及び水田活用の直接支払交付金の実施にあたり、都道府県段階及び地域段階の事業実施主体が行う現場における対策の普及・推進活動や国からの交付金の支払いの前提となる交付申請手続、作付状況や作付面積の確認等の業務に必要な経費助成。 当該事業により、一定期間内における交付金の申請手続、支払事務等を適正かつ円滑に実施することに寄与した。	0103
(39)	経営所得安定対策 (平成25年度) (主、関連:29-9)	270,119 (200,357)	269,639 (211,909)	281,124 (177,267)	—	担い手農家の経営の安定に資するよう、諸外国との生産条件の格差から生じる不利を補正する畑作物の直接支払交付金と、農業者の抛出を前提としたセーフティネット対策として米・畑作物の収入減抄影響緩和対策を実施。 上記交付金等を活用することにより、米・麦・大豆等の土地利用型農業の経営体の経営の安定に寄与した。	0104
(40)	日本公庫資金円滑化貸付事業 出資金 (平成30年度)	— (—)	— (—)	350 (350)	—	日本公庫が、平成30年7月豪雨による被災農業者等に対し、災害関連資金を実質無担保・無保証人にて貸し付けることができるよう、国が日本公庫に対して財務基盤を強化するための出資金を交付することにより、被災農漁業者等の資金調達の円滑化に寄与した。	0097

(41)	農業経営基盤強化準備金及び農用地等を取得した場合の課税の特例[所得税・法人税:租税特別措置法第24条の2、第24条の3、第61条の2、第61条の3、第68条の64、第68条の65] (平成19年度)	10,666 (12,195)	12,305 (14,464)	13,803	—	経営所得安定対策等の交付金を準備金として積み立てた場合、積立相当額を必要経費(損金)に算入することができる。 当該交付金及び準備金により農業用固定資産等(農用地、農業用の建物・機械等)を取得した場合、圧縮記帳して必要経費(損金)に算入することができる。 農業経営の基盤を強化するための農業用固定資産の取得を支援することにより、担い手の育成・確保に寄与した。	—
(42)	特定住宅地造成事業等のために土地等を譲渡した場合の譲渡所得の特別控除[所得税・法人税:租税特別措置法第34条の2第2項第14号、第65条の4第1項第14号、第68条の75] (昭和49年度)	(農協系統) (所得税については、特別控除額の見込額を記載) 105 (90) (法人税) 2 (0)	(農協系統) (所得税については、特別控除額の見込額を記載) 130 (120) (法人税) 1 (0)	(農協系統) (所得税については、特別控除額の見込額を記載) 110 (30) (法人税) 0 (3)	—	組員等の有する土地について、土地利用に関する国等の計画に適合した計画に従って行われるものであること等の要件の下で農業協同組合に規定する宅地等供給事業の用に供するために譲渡した場合、その譲渡所得金額から1,500万円を控除することができる。 本措置により、都市近郊農地の開発利用が進む中で、農協等が農業上の土地利用に留意した計画的な土地利用を推進し、無計画な農地等の壊廃を防止し、農業と他目的利用とが調和した土地利用の推進に寄与した。	—
(43)	保険会社等の異常危険準備金[法人税:租税特別措置法第57条の5、第68条の55] (昭和28年度)	10,047 (10,048)	10,236 (10,607)	10,293	—	共済連が毎年度積み立てる異常危険準備金の一定額を損金に算入することができる。 異常危険準備金を積み立てて財務基盤を確保することで、大地震等通常の危険率を超える損害が発生した場合に、共済連が農業者等に円滑かつ確実に共済金を支払うことが可能となり、農業者の生活の再建が円滑に進むことによる農業経営の維持に寄与した。	—
(44)	中小企業等の貸倒引当金の特例[法人税:租税特別措置法第57条の9、第68条の59] (昭和41年度)	(農協系統) 2,341 (2,188)	(農協系統) 2,281 (1,683)	(農協系統) 2,175	—	農業協同組合等の貸倒引当金について、繰入限度額を10%増しとすることができる。 天候等の影響を受け易く貸し倒れが不均衡に発生する農業融資の特性を踏まえ、本措置により農協の財務基盤を高めることにより貸付に係るリスク担保力を強化し、農業・農村分野における金融機能の維持・強化が図られ、担い手への資金調達の円滑化に寄与した。	—

(45)	農業協同組合等の合併に係る課税の特例[法人税:租税特別措置法第68条の2] (平成13年度)	(農協系統) 154 (395)	(農協系統) 313 (293)	(農協系統) 1,066	—	農協等の合併について、簿価による合併が認められる要件の一部を緩和し、①事業の関連があること、②事業継続されること、③従業員の8割以上が合併後も従事することが見込まれることを満たせば「適格合併」として簿価での合併ができる。 本措置により、農協等の合併を促進することにより、農協系統組織の効率化及び経営の健全性の確保に寄与した。	—
(46)	特定の基金に対する負担金等の損金算入の特例[法人税:租税特別措置法第66条の11、第68条の95、同施行令第39条の22第2項第11号] (農業信用基金協会:昭和50年度)	116 (36)	32 (24)	31 (22)	—	農業信用基金協会に設置された債務保証業務に係る基金に充てるための負担金を法人が支出した場合は、当該負担金を法人税における所得の金額の計算上損金の額に算入することができる。 法人の税負担が軽減され、円滑な基金造成が図られることにより、担い手の資金調達の円滑化に寄与した。	—
(47)	農業信用基金協会が受ける抵当権の設定登記に係る税率の軽減[登録免許税:租税特別措置法第78条第2項] (昭和48年度)	539 (603)	530 (546)	534 (501)	—	農業者等が融資機関からの資金の借入に際し、農業信用基金協会から債務保証を受け、同協会の債権を担保するために設定する抵当権の設定登記に係る登録免許税の税率を軽減(4/1,000 → 1.5/1,000)。 農業信用基金協会の債務保証を利用する際の負担を軽減することにより担い手の資金調達の円滑化に寄与した。	—
(48)	農業協同組合等が取得した共同利用機械等に係る特例措置[固定資産税:地方税法349条の3第4項] (昭和49年度)	319の内数 (261の内数)	281の内数 (285の内数)	264の内数 (0)	—	農業協同組合、中小企業等協同組合等が取得した農林漁業者又は中小企業の共同利用に供する機械及び装置について、課税標準について3年度分に限り価格の1/2とすることができる。 減税措置により共同利用に供する機械等の設置・利用が促進され、担い手等の過剰投資を避け、経営の改善に寄与した。	—
(49)	農業協同組合等が一定の貸付けを受けて、共同利用する施設を取得した場合の課税標準の特例[不動産取得税:地方税法附則第11条第11項] (昭和30年度)	113 (61)	80 (53)	50 (0)	—	日本政策金融公庫(沖縄県においては沖縄振興開発金融公庫資金)又は農業近代化資金の貸付けを受けて取得する共同利用施設については、不動産取得税の課税標準の算定において、取得価格に対する貸付金額の割合を控除することができる(控除額の上限は価格の1/2)。 減税措置により共同利用施設の設置・利用が促進され、担い手等の過剰投資を避け、経営の改善に寄与した。	—
(50)	企業年金等の積立金に対する課税の特例[法人税:租税特別措置法第68条の4] (平成11年度)	4,356 (4,356)	4,430 (4,430)	4,437 (4,437)	—	共済連が行う企業年金業務に係る退職年金積立金について、法人税を課税しないことができる。 少子高齢化が進展している状況において、本措置により公的年金を補完する企業年金の積立状況の悪化が回避され、企業年金の安定した運営が図られることにより農業関係者等の生活の安定向上に寄与した。	—

No	政策手段 (開始年度)	予算額計(執行額)			関連する 指標	政策手段の概要等	平成31年度 行政事業 レビューシート 事業番号
		28年度 [百万円]	29年度 [百万円]	30年度 (百万円)			
(1)	【参考:復興庁より】 農業経営復旧・復興対策 特別保証事業 (平成24年度)	36 (25)	32 (23)	29 (20)	—	被災農業者等が民間金融機関から借り入れる復旧・復興関係資金について、実質無担保・無保証人(担保や保証人を徴求する場合にあっては、融資対象物件担保や同一経営の範囲内の保証人のみ徴求)での借入れが可能となるよう、基金協会が債務保証をする際の保証料を無償とするために必要な資金を基金協会に対して交付することにより、担い手の資金調達の円滑化に寄与した。	復-0087
(2)	【参考:復興庁より】 農業経営復旧・復興対策利子 助成金等交付事業 (平成24年度)	1,474 (1,378)	1,351 (1,203)	1,382 (1,044)	—	被災農業者等が復旧・復興の取組のために借り入れた資金について、借入者の金利負担軽減を図り、復旧・復興の取組を金融面から支援するため、(公財)農林水産長期金融協会が利子助成金を交付する際に必要となる財源を国が同協会に交付することにより、担い手の資金調達の円滑化に寄与した。	復-0088
(3)	【参考:復興庁より】 農業改良資金利子補給金 (平成24年度)	10 (10)	9 (9)	7 (7)	—	日本公庫が、被災農業者等に対して農業改良資金(無利子)を貸し付けた場合に、日本公庫に対して利子補給金を交付することにより、担い手の資金調達の円滑化に寄与した。	復-0089
(4)	【参考:復興庁より】 農水産業協同組合貯金保険機構 への出資金 (平成30年度)	—	—	660 (660)	—	農水産業協同組合貯金保険機構を経由した(株)東日本大震災事業者再生支援機構への追加出資を通じて、同支援機構の財務基盤強化を図ることにより、同支援機構が行う、東日本大震災により二重ローンを抱える事業者に対する、金融機関等からの債権買取や債務免除等を通じた円滑な事業再生支援を推進することにより、担い手の資金調達の円滑化に寄与した。	復-0091

(注1)「予算額計」欄及び「29年度当初予算額」欄について、税制の場合は、減収見込額(減収額)を記載している。

(注2)当該政策分野に対応する予算の項に位置付けられている予算事業については、「政策手段」の欄に、「主」と記載している。
また、予算事業が複数の政策分野に関係する場合には、「政策手段」の欄に、関係する政策分野の番号を記載している。

(注3)複数政策に関連する予算については、< >外書きで記載している。